

常滑市在宅医療・福祉統合ネットワーク

トコタンとことこ常滑ネット利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、常滑市在宅医療・福祉統合ネットワーク「トコタンとことこ常滑ネット」(以下「トコタンネット」という。)の利用に関して必要な事項を定めることにより、適性かつ円滑に運営することを目的とする。

(トコタンネットの定義)

第2条 本規約において、「トコタンネット」とは、医療・介護・福祉・保健等の関係機関が相互に医療・介護・福祉・保健等に関する情報をネットワーク上で共有し、質の高い医療・介護・福祉・保健等サービスを提供することを目的とした多職種連携を図るシステムと定義する。

(サービス内容)

第3条 トコタンネットは、次に掲げるサービスを提供する。

- (1) トコタンネットを利用する事業所間で、参加事業所への受診時や治療歴の情報、治療経過やその効果、薬の重複投与の防止、サービス計画、各種検査データなどを共有する地域包括ケアシステムサービス
- (2) トコタンネットを利用する事業所情報、事業所に対する通知情報等を公開するポータルサイトサービス
- (3) その他、第1条の達成に必要なサービス

2 前項第1号の地域包括ケアシステムサービスの機能については、別紙1のとおりとする。

(サービスの運営)

第4条 前条に定めるサービスの運営は、常滑市医療・介護ネットワーク連絡協議会(以下「サービス運用者」という。)が行う。

(システムの運用管理)

第5条 サービス運用者は、トコタンネットの運用管理を、運用・保守サービスに係る委託契約事業者(以下「契約事業者」という。)に委託することができる。

2 契約事業者は、本規約及び別に定める業務委託契約書並びに「トコタンネット運用管理業務セキュリティポリシー」(以下「セキュリティポリシー」という。)に基づき、トコタンネットの運用管理を適切に行うものとする。

(対象者)

第6条 トコタンネットにより情報を共有する者は、常滑市在住者の市民で在宅医療又は介護を受けている者(以下「対象者」という。)とする。ただし、サービス運用者が別に認めた場合は、この限りでない。

第2章 利用に関する事柄等

(利用施設等の範囲)

第7条 トコタンネットを利用することができる施設等(以下「利用施設」と

いう。)は、常滑市医療・介護ネットワーク連絡協議会規約第4条に定める機関又は施設とする。ただし、サービス運用者が別に認めた場合は、この限りでない。

2 前項における利用施設において、トコタンネットを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、当該利用施設に属する者のみとする。

(施設内における周知)

第8条 利用施設は、トコタンネットを利用している旨を施設内に掲示するなど、広く対象者への周知に努めるものとする。

(利用の申請)

第9条 トコタンネットの利用を希望する施設等の責任者(以下「施設責任者」という。)は、ポータルサイトからオンラインでサービス運用者に利用申請を行い、別紙3の参加同意書を常滑市に提出する。

(利用権の設定)

第10条 サービス運用者により利用の承認を受けた施設責任者は、ポータルサイトの利用者管理システムを使用して、利用者ごとに専用の利用者識別番号(以下「ユーザーID」という。)と暗証番号(以下「パスワード」という。)の付与を行う。

2 利用者は、施設責任者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。

(利用環境の整備)

第11条 利用施設は、トコタンネットを利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。

2 整備する機器及びその仕様については、別紙2に規定するとおりとする。

(登録内容の変更等)

第12条 施設責任者は、人事異動その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、ポータルサイトを使用してオンラインで速やかに登録内容の変更を行うものとする。

(利用の廃止)

第13条 施設責任者は、トコタンネットの利用を廃止する場合は、ポータルサイトからオンラインでサービス運用者に廃止の申請を行う。

(ユーザーID、パスワードの再発行)

第14条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、施設責任者の責任においてオンラインで再発行することができる。

2 前項の場合において、オンラインによる手続が困難な場合には、施設責任者の責任のもと、契約事業者へ当該IDの利用停止と、新たなユーザーID及びパスワードの付与を依頼することができる。

(利用に関する問合せ)

第 15 条 利用者は、トコタンネットの利用に当たり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、契約事業者のヘルプデスクに問合せることができる。

2 ヘルプデスクの対応時間は、月曜日から金曜日（祝日、12月29日から1月3日までは除く。）までの午前9時から午後5時までとする。

第3章 サービス内容

第1節 地域包括ケアシステムサービス

（連携方法）

第 16 条 利用者がトコタンネットによって共有した対象者の情報は、セキュリティポリシーに対応したストレージ領域に保管され、アクセス許可のある利用者のみ当該情報にアクセスすることができる。

2 内容の確認をする利用者は、利用者ごとに配付しているユーザーID及びパスワードによりトコタンネットにアクセスし、アクセス許可を与えられた情報の内容を表示することができる。

（対象者の同意）

第 17 条 利用者は、トコタンネットを利用して対象者に関する情報を他の利用者と共有しようとする場合は、同意書により対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）の同意を得るものとする。

2 トコタンネットに保管された情報について対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）から削除の申出があった場合は、当該利用者はこれに応じなければならない。

3 前項の削除の申出を受けた場合は、利用者がトコタンネットでの所定の操作を行い、当該データの削除を行う。

（対象者等の登録）

第 18 条 対象者から同意書を得た者は、同意書及び対象者登録及び支援チーム登録申請書を市へ提出する。市は、提出書類を確認後、トコタンネットへの登録をする。

2 支援チームには、原則、市も登録するものとする。

（共有情報の取扱い）

第 19 条 トコタンネットにより共有された対象者の情報は、診療情報の参照情報として扱うものとし、診療情報の原本は利用者が法令等に従い責任をもって別途管理するものとする。

2 トコタンネットが取扱う診療情報の内容については、サービス運用者及び契約事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しない。ただし、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に示されている電子署名を施したデータに関しては、完全性と正確性は担保される。

第2節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第20条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、トコタンネットの概要や利用施設の紹介等を掲載し、広く一般に公開するものとする。ただし、公開目的が利用者に限られた情報については、認証機能により利用者以外（サービス運用者を除く。）に公開しないものとする。

2 ポータルサイトサービスで公開する利用施設の情報、利用施設名、利用施設の住所等とする。ただし、施設責任者は、利用施設の情報全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。

(利用者限定の情報)

第21条 利用者のみが閲覧できる情報は、サービス運用者が利用者のみに通じたい情報及び第1章に規定したトコタンネットとする。

2 サービス運用者は、通知情報を通告なしに削除することができる。

(公開情報の管理)

第22条 ポータルサイトで公開する情報の管理は、サービス運用者が行うものとする。

第4章 トコタンネットの運用

(ユーザーID、パスワードの管理運用)

第23条 施設責任者より利用者に付与されたユーザーID及びパスワードを利用できる者は、当該利用者のみとする。

2 利用者は、付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとし、自己のユーザーID及びパスワードによりトコタンネットでなされた一切の行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 利用者は、付与されたユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡、貸与、若しくは開示し又は使用させてはならない。

4 利用者は、パスワードを定期的に変更することにより、第三者へのパスワードの漏えい防止に努めるものとする。ユーザーID及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として対象者に係る診療情報等のデータが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、利用者等は、細心の注意をもって管理しなければならない。

(機密保護の責任)

第24条 施設管理者は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、利用者の責任を明確にするとともに、利用者個人に機密保持の責任を持たせるものとする。

2 施設管理者及び利用者は、トコタンネット利用申請と同時に、トコタンネ

ットで取扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。

- 3 施設管理者及び利用者は、トコタンネットで取扱う情報について、個人情報保護法及び常滑市個人情報保護条例等を遵守するとともに、機密保持の責任を迫るものとする。

(利用者の教育)

第 25 条 トコタンネットの利用者が、本規約及び諸規程を遵守するため、施設管理者は、原則として利用者へのセキュリティ教育を定期的に(年 1 回程度)実施するとともに、重大なセキュリティ事故等に対しては必要の都度、実施するものとする。

- 2 前項のセキュリティ教育について、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力を行うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第 26 条 施設責任者及び利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、速やかにサービス運用者へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。

- 2 サービス運用者は、前項の報告を受けたときは、速やかに情報漏えい防止等の措置をとらなければならない。

- 3 契約事業者は、施設管理者からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力を行うものとし、その結果、利用施設内の詳細調査、機器の購入、設定が発生する対策を行う必要が生じるなど、契約事業者の協力範囲を超える場合は、契約事業者は施設管理者へ別途見積りを提示し、その費用を請求することができる。

(利用者意識の高揚)

第 27 条 利用者は、情報の紛失、消失、及び損傷を防止するため、机上の整理整頓、不在時の端末オフを実施するとともに、端末から個人が直接指示できる外部からのダウンロード、外部記憶装置(CD、DVD、USBフラッシュメモリーなど)の使用、電子メールの操作などについては、特段の注意を払わなければならない。

(正式な手続のソフトウェア使用)

第 28 条 本ネットワークで取扱う情報処理システムを保護するため、利用者は個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し検証済みのものを使用するものとする。

(コンピュータウィルス対策)

第 29 条 利用者は、ウィルス対策ソフトウェアを導入するものとする。またその維持管理については各利用施設において責任をもって実施する。

(移動可能な媒体の取扱い)

第 30 条 利用者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏えい及び事業活動の妨害を防止するため、取扱う移動可能な媒体(CD、DVD、USBフラッシュメモリー、印刷された用紙等)については、各利用施設内

で一定の取決めをし、利用、保管、廃棄を行うものとする。

- 2 前項にて、万一情報の漏えい等により、何らかの損害が発生しても、サービス運用者及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(移動可能な機器の取扱い)

第 31 条 利用者が取扱う移動可能な機器（端末、モバイル利用者端末など）については、各利用施設の責任において一元的に管理し、利用者に貸与、又は配付したものについては、利用者各自が責任を持って管理するものとする。

- 2 前項にて、万一情報の漏えい等により、何らかの損害が発生しても、サービス運用者及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更)

第 32 条 サービス運用者は、トコタンネットのサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合は、契約事業者は、利用者へ変更した旨を、広報サービス等を通じて確実に周知するものとする。

(利用権の一時停止等)

第 33 条 サービス運用者は、ユーザー ID の漏えい、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、当該利用者の了承を得ることなく当該ユーザー ID の使用を一時停止することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者がユーザー ID の使用を一時停止することができる。この場合、契約事業者は、停止後できるだけ速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。

- 3 前 2 項により当該利用者に損害が発生した場合、サービス運用者及び契約事業者は一切の責任を負わない。

(データバックアップ作業に伴うサービス停止)

第 34 条 トコタンネット内に保管されている情報については、契約事業者において、毎日及び毎月定められた日時にデータのバックアップ作業を行う。

- 2 前項の毎月のバックアップ作業については、契約事業者がサービス運用者の承認を受け、あらかじめ定められた日時に行うものとし、トコタンネットの全て又はその一部のサービスを停止することができるものとする。

- 3 契約事業者は、前 2 項の内容をあらかじめ広報サービスにより利用者に公開するものとする。

(サービスの一時停止)

第 35 条 サービス運用者及び契約事業者は、次のいずれかに該当する場合は、施設責任者及び利用者に事前に通知することなく、一時的にトコタンネットのサービスを停止することができるものとする。

- (1) 緊急でシステム保守作業を行う必要がある場合
- (2) 火災又は停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 天災又は不慮の事故によりサービスの提供ができなくなった場合
- (4) 前各号に定めるほか、運用面や技術面の問題により、サービス運用者

- 又は契約事業者がサービスの提供の一時的な停止が必要と判断した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的にトコタンネットを停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。
 - 3 前2項により利用者に損害が発生した場合、サービス運用者及び契約事業者は一切の責任を負わない。
 - 4 第1項及び第2項に基づきサービスを一時停止した場合、契約事業者は可能な限り速やかにサービスの復旧に努めなければならない。

(禁止行為)

第36条 利用施設及び利用者は、トコタンネットの利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為
 - (3) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害すること。
 - (4) 他の利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。
 - (5) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
 - (6) 本規約及び法令に違反する行為
 - (7) 虚偽の内容で利用登録を行う行為
 - (8) トコタンネットに保管されている情報の意図的に改ざんする行為
 - (9) ユーザーID又はパスワードを不正に使用する行為又は第三者に使用させる行為
 - (10) トコタンネットの運営を妨害すること。
 - (11) 前各号に定める行為のほか、サービス運用者が不相当と判断した行為
- 2 利用者が前項のいずれかに該当する場合、サービス運用者は、常滑市医療・介護ネットワーク連絡協議会規約第3条第2項に定める運営委員会(以下「運営委員会」という。)と協議した上で、当該利用者に事前に通知又は催告することなく、利用者としての資格を停止することができるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が利用者としての資格を停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。
 - 4 利用者が第1項の各号いずれかに該当することでサービス運用者又は契約事業者が損害を被った場合、利用者に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

第5章 その他

(実験・開発目的での利用)

第37条 各種研究・開発、新規技術導入検証等において、トコタンネットを実証実験に利用する場合、当該実証実験を行おうとする者は、サービス運用者の承認を得るとともに、サービス運用者の指示した利用条件を遵守しなければ

ばならない。

(規約の変更及び諸規定の制定等)

第 39 条 サービス運用者は、運営委員会において協議した上で、利用者の了承を得ることなく、本規約の変更及び諸規程の制定、改廃を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、サービス運用者は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。
- 3 第 1 項の変更等を行った場合は、契約事業者は、利用者へ変更した旨を、ポータルサイトサービス等を通じて確実に周知するものとする。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙 1)

「トコタンネット」サービス機能

機 能	項 目	内 容
① 認証	利用者認証	ID、パスワードによるログイン
② 対象者一覧	対象者一覧	対象者抽出（登録期間、登録職種ごと、施設ごと）
		メッセージ登録新着通知
	対象者情報の登録	基本情報の登録
		拡張情報の登録
		担当者・担当グループの登録
③ 対象者検索	項目検索	電話番号、対象者氏名、性別、年齢
	対象者抽出	登録期間、登録職種ごと、施設ごと
④ 管理メニュー	マイプロフィール設定	自プロフィールの編集
	新規担当者の登録	利用者の新規追加
	担当者グループ管理	利用者のグループ設定
	削除文書管理	削除文書の復元と完全削除
⑤ 文書閲覧	対象者情報（基本・拡張）の表示	対象者基本情報、拡張情報、担当者
	登録記事一覧	時系列表示
	文書の編集・登録	フリー記事作成
		訪問看護指示書
		主治医意見書
		文書印刷
		画像・PDF のサムネイル表示
		ファイル添付
	文書抽出機能	DICOM 画像 JPEG 変換
		記載日
		記載担当者/グループ
		文書タグ
担当者の登録と変更	アクセス権設定	
閲覧情報の確認	共有担当者の最終閲覧日時	
⑥ メール投稿	医療関係者によるメール投稿	利用者がメールする場合
	対象者/家族によるメール投稿	対象者/家族が利用する場合

	投稿用メールアドレス設定	投稿用のメールアドレス設定 (別紙2)
--	--------------	------------------------

「トコタンネット」に必要なとなる機器及び仕様について

「トコタンネット」を利用するために必要となる機器及びその仕様は、以下のとおりとする。

1 必須となる機器など(最小構成)

- ・利用端末 (パソコン)
- ・インターネット接続の通信回線及びインターネットプロバイダとの契約
- ・ネットワーク機器

(ア) 利用端末 (パソコン)

《推奨する仕様》

CPU	Intel core2 Duo プロセッサ E4500 (2.2GHz 駆動) 以上
メモリ	2GB 以上
ハードディスク (C ドライブ)	空き容量 1GB 以上
ディスプレイ (画面)	1024×768 (XGA) 32 ビット (true Color) 表示 以上
付属品	マウス、キーボード

《必要となるソフトウェア仕様》

OS (オペレーティングシステム)	Microsoft Windows 7 以上
インターネットブラウザ	Microsoft Internet Explorer 11.0 以上
PDF ソフト	Adobe Reader 6.0 以上

※上記のソフトウェアは、一般的にパソコン購入時に付属している。(Adobe AcrobatReader は除く。)既に購入済みのパソコンを用いる場合は、上記ソフトウェアのバージョンを確認し、必要に応じてバージョンアップを行うこととする。(全て無償で提供されている。)なお、ポータルサイトサービスよりリンク可能とする。

<参考:必要となる最少の仕様>

CPU	Intel Celeron 430 プロセッサ (1.8GHz) または Intel Celeron 600MHz 相当以上
メモリ	512MB 以上
ハードディスク (C ドライブ)	空き容量 200MB 以上 (送受信する画像容量により異なる)

ディスプレイ(画面)	1024×768(XGA) 16ビット(High Color)表示以上
付属品	マウス、キーボード

(イ) インターネット接続の通信回線及びインターネットプロバイダとの契約
 ≪推奨するインターネット接続サービス≫

FTTHなどの光サービス	最大 100Mb/s	例) コミュファ、Bフレッツ 他
ADSL 接続サービス	最大 8Mb/s、 12Mb/s	例) @nifty、BIGLOBE、DION、 フレッツ ADSL 他
CATV	最大 2Mb/s、 10Mb/s	例) CCNC、スターキャット他

<参考:必要となる最少の通信回線サービス>

ダイヤルアップサービス	64Kb/s	例) INS64
-------------	--------	----------

※電子@連絡帳システムへの接続は、SSL(Secure Socket Layer)でのクライアント認証方式により接続するものとする。ただし、今後の利用状況等により、IPsec+IKEによるVPN接続(Virtual Private Network)による暗号化通信に変更する場合もある。

(ウ) ネットワーク機器 (別途設定要)

ルータ機器	複数台のパソコンを用いる場合(利用施設内のパソコン台数が1台の場合は不要)
ファイアウォール機器	外部から利用者施設への不正アクセスを防止する場合に必要
その他のネットワーク機器	利用者施設の整備環境に応じて必要

2 より快適に利用するために必要となる機器など(任意)

利用者により利用者施設の整備環境及び電子@連絡帳システムの使用用途に応じて、必要となる機器は異なるが一般的に必要な機器などは、以下のとおりである。

- ・利用者ごとのメールアドレス
- ・利用者施設の院内 LAN
- ・スマートフォンやタブレット端末
- ・デジタル撮影用のカメラ(デジタルカメラ)

(ア) 利用者ごとのメールアドレス

利用者ごとの電子メールを3つまで電子@連絡帳システムへ登録することができる。

(イ) 利用者施設の院内 LAN

利用者の電子@連絡帳システムの使用用途に依存するが、医師の利用時間を想定した場合、診察室・検査室・地域連携室・医局など医師の業務フローに準じた個所に敷設されるのが望ましい。

(ウ) スマートフォンやタブレット端末

タブレット端末	iOS 5.0 以降、Android 4.0 以降 ※推奨端末 iOS : iPad2 以降 Android : Google Nexus 10 相当の端末
---------	---

(エ) デジタル撮影用のカメラ (デジタルカメラ)

利用者により、医用画像の診断に耐えうる画質レベルが異なるため均一には定められないが、参考仕様は下記のとおりとする。

《参考:デジタルカメラ》

デジタルカメラ	総画素数 300 万～500 万画素 光学 3 倍ズーム以上 接写機能 JPEG 出力可能なもの
---------	--

(別紙3)

「トコタンとことこ常滑ネット」参加同意書

常滑市在宅医療・福祉総合ネットワーク「トコタンとことこ常滑ネット」利用規約に同意し、参加申請いたします。

平成 年 月 日

(医療機関又は事業所 名称)

(医療機関又は事業所 所在地)

(電話番号 : _____)

(代表者名 (施設管理者等))

⑩ (自署の場合押印不要)
